

兵庫県福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 多可町立キッズランドやちよ
(幼保一体化施設)

評価実施期間 2018年7月11日 ~ 2019年3月31日

実地(訪問)調査日 2018年9月12日

2019年3月29日

特定非営利活動法人
はりま総合福祉評価センター

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

② 施設・事業所情報

名 称 :	多可町立キッズランドやちよ	種別 :	幼保一体化施設	
代表者氏名 :	秋山 ますみ	定員 (利用人数) :	280(111)名	
所在地 :	〒679-5305 兵庫県多可郡多可町八千代区仕出原353			
TEL :	0795-37-0001	ホームページ :	https://www.town.taka.lg.jp/kids-yachiyo	
【施設・事業所の概要】				
開設年月日 : 平成12年4月1日				
経営法人・設置主体 (法人名) : 多可町				
職員数	常勤職員 :	25名	非常勤職員 :	7名
専門職員	(専門職の名称)			
	幼稚園教諭	5名	保育補助	2名(2)
	保育士	15名	臨時保育士	4名(4)
	養護教諭	1名	園務員	1名(1)
	助教諭	1名		
	調理員	3名		
施設・設備の概要	乳児棟		管理棟	
	幼児棟		遊戯棟	

③ 理念・基本方針

幼稚園教育要領・保育指針に基づく教育保育を行い、乳幼児の健全育成に努める。一方、育児は育自の理念を基に子育てに楽しく取り組む親や地域づくりに努める。

〈幼稚園・保育園教育目標〉

笑顔いっぱい、元気いっぱい、キッズランドっ子の育成

- 1 感性豊かな子ども
- 2 工夫し最後までやりぬく子ども
- 3 友達と仲良く遊べる子ども
- 4 基本的生活習慣が身についた子ども

〈研究目標〉

『環境によって育つ子どもの学びを探る』

～夢中になって遊ぶ姿を追って～

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・多可町教育方針から『生きる力』の基礎を育む幼児教育の充実をめざし、子どもの発達や学びの連続性を考慮し、本園のめざす子ども像を踏まえた取り組みを進める。本園の豊かな自然環境の中で、こころ豊かにたくましく生きる子どもの育成を目指す。
- ・担当制による乳児保育
- ・げんきっこタイム（エリアでの遊び）・・・好きな遊び
- ・地域力の活用による乳幼児期における多様な経験
- ・自然とふれあえる体験の重視

⑤ 第三者評価の受信状況

評価実施期間	平成 30年 7月 11日（契約日）～ 平成 31年 3月 31日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初 回（平成 年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

- **地域の子育ての拠点施設として、多様な保育・教育の構築に努められています。**
地域の子育て拠点施設として、地域の課題や問題点を明らかにし、乳児保育から幼児教育まで、幅広い取組が行われており、隣接する子育てふれあいセンターをはじめ、関係機関との連携のもと、障害のある子どもの支援や長時間の保育を必要とする家族の支援など多様な保育・教育の構築に努められています。
- **自然が豊かでゆったりとした環境のもと、環境を通して行う保育・教育が実践されています。**
自然が豊かでゆったりとした環境と子どもが使いやすい建物設備のもと、環境によって育つ子どもの遊びについて、テーマを設けて研究を続けており、3週間ごとにテーマや設定を替えたり工夫して子どもたちの動きや遊びに注目し、地域性や自然を取り入れた様々な経験を通じた取組を実施し、環境を通して行う保育が実践されています。
- **教育課程にもとづいて、子どもの発達段階に合わせた保育・教育が展開されています。**
保育園の理念や保育方針、共通カリキュラムにもとづいて、教育課程等に具体的な保育内容を示し、詳細な記録と計画にもとづいた保育・教育が展開されています。特に、年齢別、エリア別に、ごっこ遊び、自然とのふれあい遊び、固定遊具での遊び、築山での遊びなど、子どもたちが自分で選んで遊べるエリアを考え準備し、保育士が様子を見て適宜支援し、声かけする保育を展開しています。

◇改善を求められる点

- **園独自の事業計画を明確にし、体系的な事業運営の仕組みづくりが望まれます。**
社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するためには、町の計画だけではなく、それぞれの園の視点に立った計画が必要となってきます。今後は、利用者の状況や事業所運営における様々な側面を踏まえ、これからの事業に対して、園独自の実施する保育・教育の内容、組織体系、設備の整備、職員人材育成等を具体的に示した事業計画の策定が必要であると思われます。
- **一人ひとりの子どもの特性に応じた保育や取組を明確にしていくことが重要です。**
教育過程や指導計画によって、保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる保育・教育方針を確立していますが、一人ひとりの子どもの特性に応じた保育や取組については、十分な仕組みが確立していません。今後は、保護者の意向をはじめ、子どもの特性やニーズを把握するための体系だったアセスメントを実施することによって、より子どもの実態に即した保育・教育を展開されることが望まれます。
- **具体的な保育場面での標準的な実施方法を確立していくことが重要です。**
教育過程や指導計画によって、保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる保育・教育方針を確立しています。しかし、チームで子どもを支援していくためには、各場面において具体的な保育・教育の取組を明確にし、ベースとなる標準的な実施方法（スタンダード）を確立していくことが大切です。今後は、最善の支援が継続的かつ効率的に実践出来るよう、早い段階での具体的な保育場面に関する体系的なマニュアルの整備が望まれます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の結果が、来年度からの法人による こども園の運営に活かされる事を願います。

⑧ 各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）にもとづいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○ 理念・基本方針は多可町ホームページやキッズランド要覧に記載しており、園には、研究目標が掲げられ、会議等で職員に周知するとともに、保護者会を通して保護者に周知しています。 ○ 今後は、多可町の子育て支援の理念と園における保育の理念の関係性を明確にされ、継続的に職員、保護者への周知を行っていくことが望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○ 「多可町子ども・子育て支援事業計画」には、多可町における現状、社会福祉の動向や地域の利用者のニーズを分かりやすく明示しています。 ○ 今後は、園としての地域での特徴、変化を把握し、現在の運営状況を明らかにしていくことが望まれます。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○ 多可町全体での課題や問題点は現状分析によって明らかにし、今後の方向性として具体的に検討を進めています。 ○ 今後は、園独自の課題を明らかにしていくことによって、職員に共有し、改善に向けての取組を進めていくことが期待されます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「多可町子ども・子育て支援事業計画」を中・長期の計画として位置づけ、認定こども園としての機能充実や民営化に向けた検討を掲げ、その目標を分かりやすく明示するとともに、必要に応じて見直しが行われています。 ○ これらの計画をもとに、園独自の具体的な中・長期的な事業計画を明確にしていくことを期待します。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園独自の事業計画は、保育の方針にあたる研究目標と行事計画しかなく、園運営に関わる事業計画の策定には至っていません。 ○ 今後は、町子ども・子育て支援事業計画を踏まえて、園独自の運営にかかわる具体的な計画の策定が望まれます。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て支援事業計画は、園長が参画のもと、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて、定期的に評価され見直しが行われています。 ○ 今後は、事業計画の策定にあたって、より多くの職員が参画できる仕組みを検討されることが重要です。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育・教育の部分のみわかりやすく抜粋した年間行事予定表を作成し、保護者会総会や園だよりを通じて配布して周知を図っています。 ○ 今後は、事業計画について、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の具体的な方法の確立が望まれます。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年2回、定期的に保護者アンケートと自己評価を実施し、それをもとに職員会議で質の向上に向けた取組を行っています。 ○ 今後は、評価結果の分析を踏まえた新たな取組を明確にし、実施していくことを期待します。 		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者アンケートと自己評価の集計はうかがえましたが、取り組むべき課題は、明確になっていません。今後は、評価結果にもとづいて、取組課題を明確にし、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みを構築していくことが望まれます。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 園長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園長は、経営目標と職務分掌を通じて、園長の役割と責任について明示し、会議や研修において周知されています。 ○ 今後は、園長の役割と責任について、広報誌等を通じて幅広く表明するとともに、有事(災害、事故等)における園での権限委任等を明確にすることが望まれます。 		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園長は遵守すべき法令の把握に努められ、取引事業者、行政関係者と適正な関係を保持していることがうかがえます。 ○ 今後は、園長として保育所の遵守すべき法令について整理され、職員に周知していくことが望まれます。 		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園長は、保育の質の向上を目指し、人事評価シートを活用して自己評価を行い、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮していることがうかがえます。 ○ 今後は、職員の意見を反映するための具体的な体制を構築するなど、保育の質の向上に向けた体制づくりが望まれます。 		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公立施設のため、運営状況については町で一括管理されており、町として改善や業務の実効性の向上に向けて、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。 ○ 今後は、運営の改善や業務の実行性の向上に向けて、具体的な体制の構築に取り組まることが望まれます。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人的な人材確保の試みはうかがえますが、公立施設のため、人事管理については町で一括管理されており、町の体制整備にもとづいた人材の育成が図られています。 ○ 今後は、保育の提供に関わる専門職の配置や活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画を策定していくことが重要です。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町において人事基準が定められ、それにもとづいて人事評価制度が導入されています。 ○ 今後は、期待する職員像等を明確にすることによって、さらに人事計画、人事考課、研修が一体となった総合的な仕組みづくりとなることが望まれます。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町の総務課において、時間外労働などの就業状況を把握し適切な労務管理を行っています。福利厚生に関しては、町の職員互助会や組合に応じて様々な事業が実施されており、年間を通して利用できる仕組みが確立しています。 ○ 職員の悩み相談など、メンタルヘルスの取組を行っており、心身ともに健康・安全に努めていることがうかがえます。 ○ 今後は、保育園の特性に配慮し、専門職の確保、定着の観点から、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりに関する取組に期待します。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町における人事評価制度において、職員一人ひとりに応じた目標を設定し、達成状況など面談を行い確認する取組が進められています。 ○ 今後は、これらの職員の育成に関する仕組みが定着していくことに期待します。 		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園の掲げる保育、教育目標に基づいて、大学より指導講師を招聘し、年間7回程度の教育・研修が実施されていますが、外部研修を含めた研修計画や研修カリキュラムの策定には至っていません。 ○ 今後は、基本方針や計画の中に、職員の教育、研修に関する基本方針を明確にするとともに、計画的な教育・研修を実施することが望まれます。 		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部研修や保育研究を通じて、職員の経験や習熟度に配慮し研修の場を設け、職員一人ひとりの研修の機会を確保しています。 ○ 今後は、個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を明確にし、職務を通じた研修（OJT）の仕組みを構築していくことが望まれます。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育実習マニュアルを整備し、実習の意義や基本姿勢を明記し、実習の受入れ体制を明確にしています。全クラスの観察実習が行われています。 ○ 今後は、保育士養成校と連絡を取り、意見交換のもと園児の年齢別の実習プログラムを作成するとともに、実習を行う職員に対して研修の充実が望まれます。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町のホームページ、多可町テレビにて、園の基本的な情報や取組内容を公開しています。 ○ 今後は、運営の透明性を確保するために、地域、関係機関等に園の理念、方針を説明するなど、情報公開の仕組みを明確にしていくことが重要です。 		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町としての経理、取引に関するルールが適用され、園務分掌表において、責任と権限が明確になっています。 ○ 今後は、定められた運営のためのルールや仕組みについて、職員に周知していくとともに、透明性を確保するためのチェックする仕組みを明確にしていくことが望まれます。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域情報のチラシを配布し、ふれあい祭りの実施をはじめ、地域老人クラブの協力によるさつま芋のつる差しや収穫祭などを行事に取り入れて、地域との交流を行っています。 ○ 今後は、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化して、地域における保育園の位置づけをより明確にしていくことを期待します。 		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア受入れに関するマニュアルを作成し、トライやるウィーク中学生の受入れや多可高校生地域プロジェクトを受入れるなど、学校教育に積極的に協力していることがうかがえました。 ○ 今後は、ボランティアの意義や受入れ手順を明文化するとともに、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援が行われることが望まれます。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町要保護支援連絡会や多可町青少年問題協議会を通じて、関係機関との定期的な連絡会に参加し、地域の子ども、保護者のケアに取り組んでいます。 ○ 今後は、関係する社会資源など関係機関・団体との連携について、子ども、保護者支援のための関係機関、団体をリストアップし、職員に周知していくことが望まれます。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接する子育てふれあいセンターとの連携、災害時における地域での役割（避難所）を通じて、園の特性を生かした地域貢献をしています。 ○ 今後は、園庭開放や子育て支援サークルへの支援など、施設を利用した情報提供、講演会の開催等により、地域への取組を明確にしていくことが望まれます。 		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員、児童委員や町の子育て支援機関との連携を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めています。 ○ 今後は、保育所のある地域に必要な社会資源や福祉ニーズを整理され、それにもとづいた取組を計画していくことが望まれます。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町人権学習研修会に参加し、子どもが互いを尊重する心を育てるための保育を行っています。 ○ 今後は、人権を配慮した保育として標準的な基本姿勢を明確にするとともに、人権配慮に関しての定期的な状況把握・評価を通して子どもを尊重した保育の具体的な取組を明確にしていくことが望まれます。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止リーフレットや対応マニュアルを配布し、発生防止に努め、権利擁護に配慮した保育を職員に周知しています。また、トイレなど設備面においてもプライバシーの保護に配慮している事例がうかがえました。 ○ 今後は、子どものプライバシー保護について規定、マニュアルを制定し、園でプライバシー保護など、権利擁護に不適切な事案が発生した場合の対処方法、手順を整備していくことが重要です。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用希望者には図や絵を使い、入園までに準備するものも分かりやすくまとめた「キッズランド要覧」や写真等を用いて丁寧な情報提供に努めていることがうかがえました。 ○ 今後は、理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、多くの人が入手できるよう配慮するとともに、提供する情報について定期的に見直していくことが望まれます。 		
31	Ⅲ-1-(2)-②保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の開始及び保育内容の変更時は、説明資料を利用して十分な説明を行い、保護者の意向に配慮し、理解しやすい工夫が行われていることがうかがえます。 ○ 今後は、保護者の同意を明確にしていくとともに、視覚や聴覚に障害がある方や外国人など、配慮が必要な保護者への対応について、検討していくことが望まれます。 		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校等への引継ぎする場合は、多可町指導要録で情報提供をすることとしていますが、保育所等の変更の取組は確認出来ませんでした。 ○ 今後は、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、利用終了後も相談できる窓口をより明確にしていくことが重要です。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別懇談において、意見を聞いたり、町によるアンケート調査を実施して、利用者満足の把握が行われています。 ○ しかし、現在は、子どもの成長や保育について話すことが主であり、今後、利用者満足について把握するための園独自の調査等、具体的な取組が重要です。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情解決のフローチャートを整備され、第三者委員をはじめ、苦情解決の体制を整備しています。また、保護者からの意見や苦情がある場合は相談・苦情記録票に記入し、対応していることがうかがえました。 ○ 今後は、苦情受け付け体制の掲示や苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、さらに苦情や意見・要望が保護者より出しやすい工夫が望まれます。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プライバシーに配慮した相談室を設置し、相談しやすい環境を整備されています。 ○ 今後は、園内のみならず園外の多様な相談など、相談方法を明示していくことが望まれます。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談も苦情と一緒に処理する仕組みとなっており、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、傾聴に努めていることがうかがえます。 ○ 今後は、意見提案（苦情）に関する対応マニュアルを整備し、アンケートを実施する等、更に保護者の意見を積極的に把握する取組を明確にしていくことが望まれます。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故発生時の手順書を整備し、事故発生時の対応と安全確保の点検の方法が定められています。また、毎月1回、屋外屋内安全点検が行われています。 ○ 今後は、ヒヤリハットなど、安全を脅かす事例の収集を通じて発生要因の分析を行い、今後の改善に向けた取組を明確にしていくことが望まれます。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症予防、発生時対応については感染症マニュアルが整備されており、感染症が発生した時は、保育士等が中心となって対応していることがうかがえました。 ○ 今後は、園内において定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催していくことにより、組織としての取組を明確にしていくことが望まれます。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備防災計画を整備し、火災にとどまらず、地震、不審者対応など様々な場面での対応が定められています。また、年間の避難訓練計画を作成し、実施されています。 ○ 今後は、備蓄や安否確認の方法について明確にし、すべての職員へ周知を進めていくことが望まれます。 		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食中毒についてのマニュアルを整備し、研修会、職員会議等で、食中毒に関する予防と対策が定められています。 ○ 今後は、食中毒が起こった場合の対策について、定期的に見直しを行うことで、更に充実させていくことが望まれます。 		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者対応マニュアルの整備し、警察署と連携して、ホットラインのテストや不審者対応の訓練を実施しています。 ○ 今後は、研修の実施を通してマニュアルに基づいて、取組を周知していくことが望まれます。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一部、業務についての標準化が行われ、エリア会議や教育課程によって保育の情報は共有されています。 ○ 今後は、園の状態に合わせた保育に関するマニュアルを整備されることで、園のスタンダードな保育・教育を確立していくことが重要です。 		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度末には、保育の業務について、職員会議で課題を見つけ、見直す機会を持っています。 ○ 今後は、保育・教育の標準的な実施方法について、定期的に検証し、見直して行く仕組みの確立が望まれます。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳児未満及び特別な配慮の必要な子どもには、一人ひとりの子どもの実態に即した個別計画を立て、保育の実施にあたっています。3歳児以上については、町で定めた教育・保育共通カリキュラムをもとに各年齢の指導計画を作成し、個別の目標や配慮を明記して保育につないでいます。 ○ 今後は、保護者の意向をはじめ、子どものニーズを把握するための体系だったアセスメントを実施することによって、より子どもの実態に即した保育を展開されることが望まれます。 		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児会議、乳児会議においては、個別保育計画書の中に振り返りの欄があり、保育士が毎月保育についての振り返りをしていることがうかがえます。 ○ しかし、指導計画の見直しについての手順や組織的な仕組みが定められていません。今後は、定期的に指導計画の評価・見直しを行う仕組みの構築が重要です。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カリキュラムに応じて、子どもの発達状況や活動状況が詳細に記録されています。また、エリア会議において保育士同士で話し合いをし、文章の書き方など記録の標準化や情報の共有に努められています。 ○ 今後は、指導計画にもとづいた記録の充実を図られるとともに、情報の分別や必要な情報が的確に届くよう、園内での情報共有に工夫が望まれます。 		

47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関する記録等の保存について、パスワードを設定し保管され、個人ファイルは職員室の鍵のかかるロッカーに保管されています。 ○ 今後は、子どもに関する記録や情報の管理に関して、規定やマニュアルを整備していくとともに、職員に対し教育や研修が行われ、更に管理体制を明確にしていくことが望まれます。 		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にもとづき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画にもとづく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	b
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b

特記事項

- 保育方針や共通カリキュラムにもとづいた教育課程を編成し、年齢に応じた子どもの目標を立てて、保育にあたっています。
- 高い天井、天窓等から入る採光と自然の木材を多く取り入れたゆとりある空間のもと、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しています。
- 年齢別、エリア別に、ごっこ遊び、自然とのふれあい遊び、固定遊具での遊び、築山での遊びなど、子どもたちが自分で選んで遊べるエリアを考え準備し、保育士が様子を見て適宜支援し、声かけする保育を展開しています。
- 乳児に応じた、清潔で落ち着いたスペースを整備するとともに、担当の保育士を決め、より密な関わりを持つことで愛着関係を築いています。
- 環境によって育つ子どもの遊びについて、テーマを設けて研究を続けており、3週間ごとにテーマや設定を替えるなど工夫して子どもたちの動きや遊びに注目し、工夫を重ねています。
- 臨床心理士や保健師、特別支援学校の先生がそれぞれに巡回、訪問されており、担当保育士が専門的なアドバイスをもらい、相談、指導も気軽にできる環境が整えられています。
- 食事については、子どもたちの日々の成長や好き嫌い、検食、残菜なども考慮して、日々保育士と調理員が相談し、野菜の切り方や食器の工夫などできるだけ個々にあった給食の提供が行われています。
- 保育課程を作成する過程において、アセスメントを通して、子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの特性を明示し、家庭及び地域の実態を明確にしていくことが望まれます。
- 今後は、障害や家庭環境によって、特別な配慮や支援が必要な子どもの保育について、カリキュラムや取組を明確にしていくことを期待します。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b

特記事項

- 日常的には、子どもの送迎時や連絡ノートを活用して、定期的には、個人懇談や参観日を利用して、家庭との連携が図られています。
- 園だよりやクラスだよりは毎月発行されており、園生活の写真、行事予定、事業の案内、ボランティアの募集など様々な情報が家族に提供されています。
- 虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する対応マニュアルを整備し、虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていくことが重要です。
- 今後は、園独自の取組として、子どもの保育に関するだけでなく、家庭事情も含めた子育て支援の相談を充実させていくことを期待します。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

特記事項

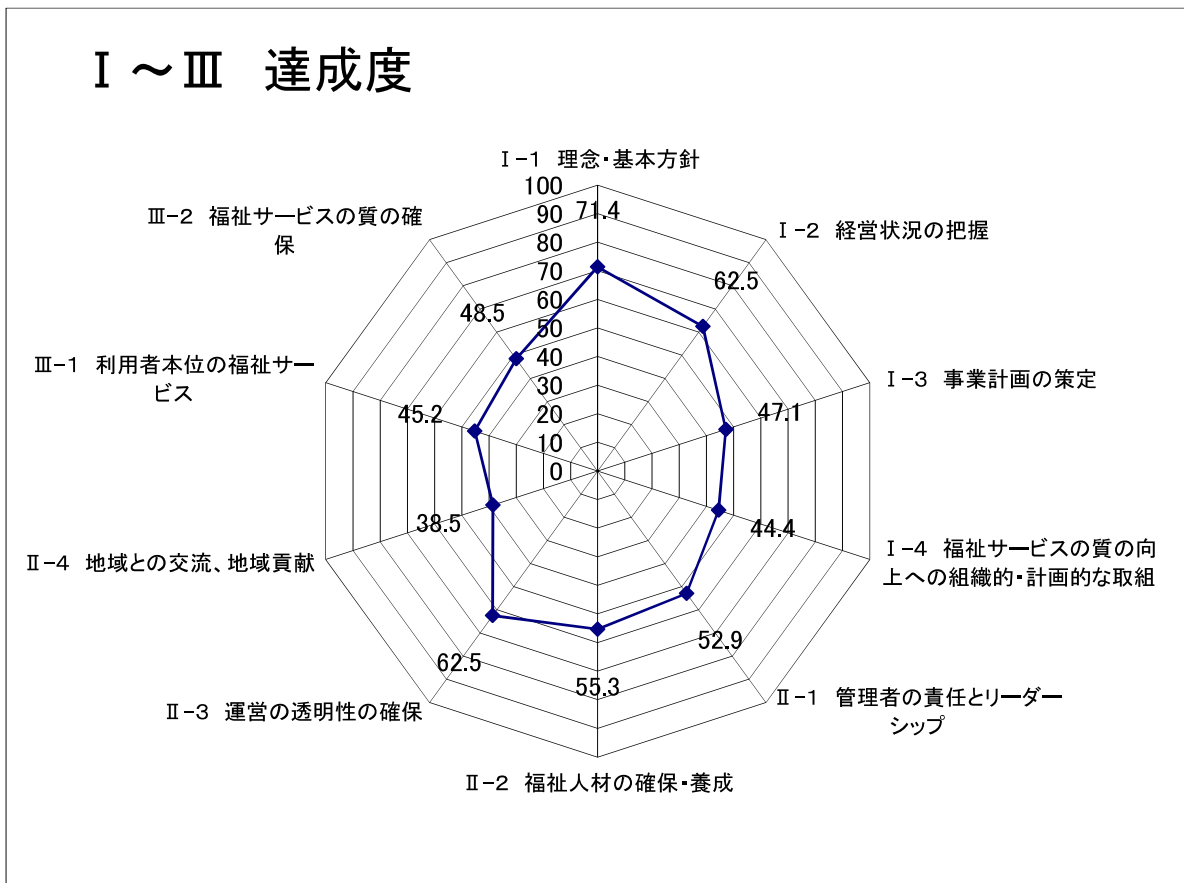
- 保育実践の振り返りは園内研修を通して、適切な関わりについての振り返りをする機会を設けるとともに、学期ごとに保育士による自己評価が行われ、保育実践の改善に努められています。
- 今後は、自己評価を、園全体の保育実践や保育の質の向上につなげることにより、保育実践の改善や専門性の向上を図っていくことが望まれます。

各評価項目に係る評価結果グラフ

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	5	71.4
I-2 経営状況の把握	8	5	62.5
I-3 事業計画の策定	17	8	47.1
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	4	44.4
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	9	52.9
II-2 福祉人材の確保・養成	38	21	55.3
II-3 運営の透明性の確保	8	5	62.5
II-4 地域との交流、地域貢献	26	10	38.5
III-1 利用者本位の福祉サービス	73	33	45.2
III-2 福祉サービスの質の確保	33	16	48.5
I～III合計	236	116	49.2

I～III 達成度



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	50	78.1
1-(3) 健康管理	17	11	64.7
1-(4) 食事	15	13	86.7
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	2	50.0
2-(2) 保護者等の支援	13	7	53.8
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	3	50.0
A合計	124	90	72.6
総合計	360	206	57.2

